

四、[第3条第1項第2号](#)（慣用商標）

その商品又は役務について慣用されている商標

1. 本号の「慣用されている商標」とは、同種類の商品又は役務について同業者間において普通に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいい、例えば、次のようなものが該当する。

（例）「正宗」（清酒）

「羽二重餅」（餅菓子）

「オランダ船」の図形（カステラ）

「かきやま」（あられ）

「観光ホテル」（宿泊施設の提供）

「プレイガイド」（興行場の座席の手配）

（注）以下をクリックすると、審判決要約集をご覧になれます。

[○審判決要約集（第3条第1項第2号）](#)